

2021（令和3）年度 部活動に係る活動方針

安堵町立安堵中学校

1. 部活動の意義

- (1) 学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや芸術文化等に関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- (2) 部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心を持った事柄を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒にも広めていくこともできるものである。
- (3) 部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師（顧問）と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- (4) 部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

2. 本校の部活動体制

- (1) 指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下のような部活動を設置する。
 - ・美術部（男女） ・吹奏楽部（男女） ・バスケットボール部（男）
 - ・サッカー部（男女） ・バドミントン部（男） ・バドミントン部（女）
- ※ 生徒数や教師数を鑑み、上記7つの部が適切で、新設部は原則として設けない。
- (2) 各部の実態に応じて、部活動指導員を積極的に任用する。
 - ※ 令和3年度は、吹奏楽部に部活動指導員を置く
- (3) 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- (4) 生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会等を精査する。

3. 練習時間・休養日等を原則として以下のように設定する

(1) 練習時間

- ・平日は2時間程度、またはそれ以内
- ・平日は最終下校時間には下校できるよう練習を切り上げる
- ・土日、休日、長期休業日は3時間程度、またはそれ以内

(2) 休養日

- ・週当たり2日以上の休養日を設ける
(平日は少なくとも1日〔原則**毎週水曜日**〕、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間(オープンシーズン)を設ける。
- ・定期テスト1週間前からテスト終了日前日まで、部活動は中止とする。

4. 安全管理・体罰等の根絶

(1) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人ひとりの心と身体の状態に応じた指導を心がける。

(2) 高温下での活動については、休憩時間や水分補給の機会を増やし、熱中症等に十分気をつけ、細心の注意を払いながら活動する。また、過酷な環境の下では、活動を中止する。

(3) 最低学期に1度は施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。

(4) 「体罰・暴言・威圧的な指導は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識を全顧問が持って指導に当たる。また、それに疑わしい行為がないかどうか、管理職はもとより教師間でも監視し合う。もしそのような情報が入ったときには、管理職がその実態の確認を行い、その後適切な措置をとる。

5. その他

(1) 校長は、「安堵町立学校に係る部活動の運営に関する方針」に則り、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。